

令和元年 9 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

令和元年 9 月 2 日

印刷物番号

3 1 - 3 7

も く じ

認定第 1号	平成30年度大東市一般会計歳入歳出決算について-----	別冊
認定第 2号	平成30年度大東市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につ いて-----	別冊
認定第 3号	平成30年度大東市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算 について-----	別冊
認定第 4号	平成30年度大東市火災共済事業特別会計歳入歳出決算につ いて-----	別冊
認定第 5号	平成30年度大東市介護保険特別会計歳入歳出決算について-----	別冊
認定第 6号	平成30年度大東市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決 算について-----	別冊
認定第 7号	平成30年度大東市水道事業会計決算について-----	別冊
認定第 8号	平成30年度大東市下水道事業会計決算について-----	別冊
報告第 7号	交通事故に係る専決処分の報告について-----	1
報告第 8号	平成30年度決算における大東市水道事業会計資金不足比率 について-----	4
報告第 9号	平成30年度決算における大東市下水道事業会計資金不足比 率について-----	5
議案第47号	令和元年度大東市一般会計補正予算（第3次）について-----	別冊
議案第48号	令和元年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第1次） について-----	別冊
議案第49号	令和元年度大東市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1 次）について-----	別冊
議案第50号	令和元年度大東市介護保険特別会計補正予算（第1次）につ いて-----	別冊
議案第51号	令和元年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1次）について-----	別冊
議案第52号	新田中央公園防災備蓄倉庫建築工事請負契約について-----	6
議案第53号	平成30年度大東市水道事業利益剰余金処分について-----	7

議案第 5 4 号	大東市立住道駅東第一自転車駐車場及び大東市立住道駅東第二自転車駐車場の指定管理者の指定について-----	8
議案第 5 5 号	大東市新庁舎整備基本計画の策定について-----	別冊
議案第 5 6 号	大東市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について-----	9
議案第 5 7 号	大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例等の一部を改正する条例について-----	1 2
議案第 5 8 号	大東市附属機関条例の一部を改正する条例について-----	1 5
議案第 5 9 号	大東市基金条例の一部を改正する条例について-----	1 7
議案第 6 0 号	大東市市税条例等の一部を改正する条例について-----	1 9
議案第 6 1 号	大東市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について-----	2 7
議案第 6 2 号	大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について-----	3 1
議案第 6 3 号	大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について-----	3 3
議案第 6 4 号	大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例等の一部を改正する条例について-----	4 4
議案第 6 5 号	大東市景観条例について-----	4 7
議案第 6 6 号	大東市水道事業給水条例の一部を改正する条例について-----	5 4

報告第7号

交通事故に係る専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

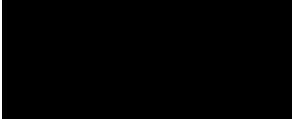
令和元年9月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

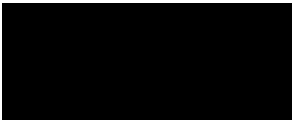
<専決処分そのI>

- | | |
|------------|--|
| 1 専決処分の日 | 平成31年4月23日 |
| 2 損害賠償の相手方 | 東大阪市柏田東町11番41号
出口興産株式会社
代表取締役 出口 尊 朗 |
| 3 損害賠償の額 | 金637,200円 |
| 4 損害賠償の理由 | 平成31年1月18日東大阪市水走四丁目6番25号の東大阪都市清掃施設組合敷地内において、本市自動車（環境課）が停止しようとしたところ、誤って前進したため、停車していた相手方自動車に接触し、損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |

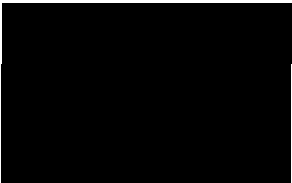
<専決処分そのⅡ>

- | | |
|------------|--|
| 1 専決処分の日 | 令和元年6月5日 |
| 2 損害賠償の相手方 |  |
| 3 損害賠償の額 | 金472,658円 |
| 4 損害賠償の理由 | 平成31年1月18日東大阪市水走四丁目6番25号の東大阪都市清掃施設組合敷地内において、本市自動車（環境課）が停止しようとしたところ、誤って前進したため、停車していた相手方が乗車する自動車に接触し、相手方を負傷させたので、これに対する人身に係る損害を賠償するため。 |

<専決処分そのⅢ>

- | | |
|------------|--|
| 1 専決処分の日 | 令和元年7月5日 |
| 2 損害賠償の相手方 |  |
| 3 損害賠償の額 | 金1,266,153円 |
| 4 損害賠償の理由 | 平成31年1月18日東大阪市水走四丁目6番25号の東大阪都市清掃施設組合敷地内において、本市自動車（環境課）が停止しようとしたところ、誤って前進したため、停車していた相手方が乗車する自動車に接触し、相手方を負傷させたので、これに対する人身に係る損害を賠償するため。 |

<専決処分そのⅣ>

- | | |
|------------|---|
| 1 専決処分の日 | 令和元年7月16日 |
| 2 損害賠償の相手方 | 
(交通事故の相手方の親権者)
(交通事故の相手方の親権者) |
| 3 損害賠償の額 | 金37,444円 |
| 4 損害賠償の理由 | 令和元年5月16日大東市寺川三丁目10番11号先の路上において、本市自動車（学校管理課）が走行していたところ、左側の歩道から車道に飛び出した相手方の子に接触し、負傷させたので、これに対する人身に係る損害を賠償するため。 |

<専決処分そのV>

- | | |
|------------|--|
| 1 専決処分の日 | 令和元年7月19日 |
| 2 損害賠償の相手方 | 神戸市中央区三宮町一丁目1番1号
興隆産業株式会社
代表取締役 中川 真治 |
| 3 損害賠償の額 | 金234,360円 |
| 4 損害賠償の理由 | 令和元年6月26日大東市新田境町5番1号の大東市し尿処理センター敷地内において、本市自動車（環境課）が後進したところ、当該自動車の左後方に停車していた相手方自動車に接触し、損傷させたので、これに対する損害を賠償するため。 |

報告第8号

平成30年度決算における大東市水道事業会計資金不足比率について

平成30年度決算における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和元年9月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に基づく水道事業会計における資金不足比率について

資金不足比率（％）	備 考
—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため「—」と表している。

報告第9号

平成30年度決算における大東市下水道事業会計資金不足比率について

平成30年度決算における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和元年9月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に基づく下水道事業会計における資金不足比率について

資金不足比率 (%)	備 考
—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により事業の規模を算定

※資金不足額がないため「—」と表している。

議案第52号

新田中央公園防災備蓄倉庫建築工事請負契約について

新田中央公園防災備蓄倉庫建築工事請負契約を次のとおり締結する。

令和元年9月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 新田中央公園防災備蓄倉庫建築工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 金293,337,000円 |
| 4 契約の相手方 | 大東市中垣内一丁目11番30号
株式会社大浜組 大東営業所
所長 北田 政進 |

理 由

新田中央公園防災備蓄倉庫建築工事の予定価格の金額が、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第7号)第2条の規定による1億5,000万円以上であるため。

議案第53号

平成30年度大東市水道事業利益剰余金処分について

平成30年度大東市水道事業利益剰余金を次のとおり処分する。

令和元年9月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

1	当年度未処分利益剰余金		615,920,315 円
2	利益剰余金処分類		
	(1) 資本金	△304,567,471 円	
	(2) 減債積立金	△50,000,000 円	
	(3) 建設改良積立金	<u>△100,000,000 円</u>	<u>△454,567,471 円</u>
3	翌年度繰越利益剰余金		<u>161,352,844 円</u>

理 由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

議案第54号

大東市立住道駅東第一自転車駐車場及び大東市立住道駅東第二自転車駐車場の指定管理者の指定について

大東市立住道駅東第一自転車駐車場及び大東市立住道駅東第二自転車駐車場の指定管理者として次の者を指定いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 大東市立住道駅東第一自転車駐車場
大東市立住道駅東第二自転車駐車場 |
| 2 指 定 管 理 者 | 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目1番43号
ミディ総合管理株式会社 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで |

議案第56号

大東市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

大東市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）が平成31年4月1日から施行し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）

第5章 雑則（第16条）

附則

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第2項中「貸付金」を「災害援護資金」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第15条の次に次の章名を付する。

第5章 雑則

第16条を次のように改める。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第57号

大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例等の一部を改正する条例
について

大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）の制定により、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部が改正され、令和元年12月14日から施行されること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例等の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

（大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正）

第1条 大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とする。

第5条第2項第1号中「前条各号（第3号を除く。）のいずれか」を「前条第1号に掲げる者」に改める。

（大東市職員の分限に関する条例の一部改正）

第2条 大東市職員の分限に関する条例（昭和31年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

（大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 大東市一般職の職員の給与に関する条例（平成8年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第27条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第28条第1項及び第29条第5項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(大東市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 大東市職員の退職手当に関する条例（平成7年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「（法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

(大東市に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 大東市に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和40年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

(大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店に関する条例の一部改正)

第6条 大東市排水設備工事に係る責任技術者及び指定工事店に関する条例（平成12年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第4号イを次のように改める。

イ 心身の故障により排水設備工事の事業を適正に行うことができない者として規程で定めるもの

第9条第1項第4号に次のように加える。

ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。

議案第58号

大東市附属機関条例の一部を改正する条例について

大東市附属機関条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき本市が設置する附属機関の担任する事務を変更すること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市附属機関条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大東市総合計画審議会の項中「大東市総合計画審議会」を「大東市総合計画・総合戦略審議会」に改め、「大東市総合計画」の次に「及び大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を加え、同部大東市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議の項を削り、同部大東市地域公共交通会議の項中「地域の実情に応じた一般乗合旅客自動車運送の様態」を「本市域の公共交通に関する計画及び本市域の実情に応じた公共交通の様態」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第59号

大東市基金条例の一部を改正する条例について

大東市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市森林環境譲与税基金を設置することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市基金条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市基金条例（平成29年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表に次のように加える。

大東市森林環境譲与税基金	森林の整備及び当該整備の促進に関する施策の実施に資するため資金を積み立てること。
--------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第60号

大東市市税条例等の一部を改正する条例について

大東市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）の一部が施行されること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市市税条例等の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

（大東市市税条例の一部改正）

第1条 大東市市税条例（平成3年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「及び第2号」を「から第3号まで」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「法第314条の7第11項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、大阪府地方税法第37条の2第1項第3号に掲げる寄附金に関する条例（平成26年大阪府条例第135号）第2条に規定する指定寄附金（市長が指定するものを除く。）とする。

第36条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項又は第4項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しく

は単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第6項」を「同条第7項」に、「第7項」を「第8項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の4に次の3項を加える。

2 大阪府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 大阪府知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の6の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とす

る。

附則第15条の4を附則第15条の4の3とし、附則第15条の3の次に次の2条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の4 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の8第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)

第15条の4の2 市長は、当分の間、第81条の2第2号の規定にかかわらず、大阪府知事が自動車税の環境性能割を課税免除する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の8に次の1項を加える。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
---------	--------	--------

第2号ア(ウ)(I)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)(II)	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)(I)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)(II)	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)(I)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)(II)	3,800円	2,900円

	5, 0 0 0 円	3, 8 0 0 円
--	------------	------------

附則第 1 6 条の 2 を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第 1 6 条の 2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車の前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 3 0 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第 8 3 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第 8 7 条及び第 8 8 条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 1 0 0 分の 1 0 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第 2 条 大東市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第 1 6 条第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 法附則第 3 0 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第 8 2 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句

は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(大東市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 大東市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち大東市市税条例第24条第1項第2号の改正規定中「1,250,000円」を「1,350,000円」を「又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が1,250,000円)を「、寡夫又は単身児童扶養者(これらの者の前年の合計所得金額が1,350,000円)に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条(大東市市税条例第34条の7の改正規定及び次号に掲げる改正規定を除く。)

及び附則第3条の規定 令和元年10月1日

(2) 第1条のうち大東市市税条例第36条の2中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに次条(第1項を除く。)の規定 令和2年1月1日

(3) 第2条及び附則第4条の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の大東市市税条例第34条の7の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる規定による改正後の大東市市税条例(次項及び第4項において「令和2年新条例」という。)第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適

用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

3 令和2年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき大東市市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する令和2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

4 令和2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する令和2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の大東市市税条例（以下「令和元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 令和元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の大東市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第61号

大東市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

大東市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）が令和元年11月5日から施行されること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

第1条 大東市印鑑登録及び証明に関する条例（平成9年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改める。

第2条第1号中「印鑑登録者」を「登録者」に改め、同条第2号中「本市の」を「本市が備える」に、「記録されている者」を「記録されているもの」に改める。

第3条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第4条第2項中「疾病その他やむを得ない事由により」を削る。

第5条第2項第1号中「名若しくは通称」の次に「（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）」を加え、同条第3項中「記録」を「記載（住民基本台帳法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）が」に改める。

第6条中「第4条第1項の」を「第4条第1項又は第2項の規定による」に改める。

第7条第1項第4号中「が記録」を「の記載が」に、「通称）」を「当該通称）」に改め、同項第8号中「記録」を「記載が」に改め、同条第2項中「磁気テープ等」を「磁気ディスク」に改める。

第8条中「前条」を「前条第1項」に、「印鑑登録をした」を「印鑑の登録を受けた」に改め、「という。）」の次に「又はその代理人」を加える。

第9条の見出し中「引替交付」を「再交付」に改め、同条第1項中「き損」を「毀損」に、「引替交付」を「再交付」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「前項の規定による」に、「確認して」を「確認した上」に、「交付」を「再交付」に改める。

第11条第1号中「印鑑登録」を「印鑑の登録」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の印鑑の登録の廃止の申請については、第4条第2項の規定を準用する。この

場合において、「前項」とあるのは「第11条第1項」と、「登録申請者」とあるのは「印鑑登録者」と読み替えるものとする。

第12条各号列記以外の部分中「登録を」の次に「職権で」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 印鑑登録者の氏又は名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）したとき。

第12条第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、「登録を」の次に「職権で」を加え、同号を同条第4号とし、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前条第1項又は第2項の規定により読み替えて準用する第4条第2項の規定による印鑑の登録の廃止の申請があつたときは、その内容を審査した上、当該申請に係る印鑑の登録を消除するものとする。

第13条第1項中「第7条第1項第4号から第8号まで」を「第7条第1項第4号、第5号、第7号及び第8号」に改め、同条第2項中「規定する」を「定める」に改め、「市長が」の次に「別に」を加える。

第14条第2項中「前項に規定する」を「前項の規定による」に、「確認したうえ」を「確認した上」に改める。

第15条の見出し中「交付申請等」を「交付申請」に改める。

第16条を削る。

第17条中「磁気テープ等」を「磁気ディスク」に改め、同条を第16条とし、第18条から第20条までを1条ずつ繰り上げる。

附則第2項及び第3項を次のように改める。

（旧登録証の引換え）

2 市長は、平成9年9月1日以後、改正前の大東市印鑑登録及び証明に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく印鑑登録証（以下「旧登録証」という。）の交付を受けている印鑑登録者又はその代理人から、改正後の大東市印鑑登録及び証明に関する条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく印鑑登録証（以下「新登録証」という。）への切替えの申出があつたときは、旧登録証との引換えにより、当該申出を行った者に対し、新登録証を交付するものとする。

（経過措置）

3 旧登録証は、新登録証とみなす。

附則第4項中「、届出、登録、証明等」を「、登録その他の行為」に改める。

附則第5項を削る。

第2条 大東市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第7条第1項第4号中「外国人住民」を「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民」に、「、氏名」を「氏名」に改める。

第12条第1項第2号中「氏」の次に「（住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和元年11月5日から施行する。

議案第62号

大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

幼児教育・保育の無償化の実施により、大東市私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務及び大東市私立幼稚園児保護者補助金の交付に関する事務を廃止することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ
く個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部中(5)の項及び(6)の項を削り、(7)の項を(5)の項とし、(8)の項を(6)
の項とする。

別表第2市長の部中(9)の款及び(10)の款を削り、(11)の款を(9)の款とし、(12)の款か
ら(15)の款までを2款ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第63号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第8号）が令和元年10月1日から施行されること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第22号を第27号とし、第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「の規定において」を「において」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第15号を第20号とし、第14号を第19号とし、同条第13号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に、「すべて」を「全て」に改める。

第4条の見出しを削る。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項及び第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「に規定する」を「の規定による」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第9条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第1項中「、支給認定」を「、教育・保育給付認定」に、「支給認定の申請」を「当該申請」に改め、同条第2項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項及び第2項を次のように改める。

特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第13条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。）
57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子

ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項、第24条から第26条までの規定並びに第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録

第34条第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特別利用保育を含む」を「特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含む」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「総数」

とする」を「総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とする」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「特別利用教育を含む」を「特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」に改める。

第37条の見出しを削り、同条第1項中「特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつては、その利用定員」を「特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員」に、「数を1人以上」を「数は、家庭的保育事業にあつては1人以上」に改め、「小規模保育事業A型をいう」及び「小規模保育事業B型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「、その利用定員の数を」を削る。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改め、同条第2項後段を削る。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「特定地域型保育事業所の法第19条第1項第3号」を「特定地域型保育事業所の同号」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」を「この項から第5項まで」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であつて、第37条第2項」を「（第37条第2項」に改め、「20人以上のもの」の次に「に限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」を加え、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであつて、市長が適当と認めるもの（附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行

う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると本市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項及び第2項を次のように改める。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第43条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第

2号中「に規定する提供した」を「の規定による」に改め、「に係る必要な事項」を削り、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条を次のように改める。

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項)」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明証」とあるのは「特定地域型保育提供証明証」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「当該特定利用地域型保育」を「、当該特定利用地域型保育」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。次条第3項において同じ。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第

1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。））」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。））」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、）」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。））」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「当該特別利用地域型保育」を「、当該特別利用地域型保育」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。））」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食

事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」に、「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則第4項及び第5項を削り、附則第6項を附則第4項とする。

附則第7項中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改め、同項を附則第5項とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第64号

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例等の一部を改正する条例について

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）が令和元年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例等の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

（大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正）

第1条 大東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第4条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第5条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

（大東市保育の必要性に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 大東市保育の必要性に関する基準等を定める条例（平成26年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第8号中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改め、同項第11号中「又は特定地域型保育事業」を「、特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等」に改める。

第4条第2項中「前条第3号」を「前条第1項第3号」に改める。

（大東市立幼稚園条例の一部改正）

第3条 大東市立幼稚園条例（昭和46年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中「ともに」を「共に」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第5条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条中「（以下「保育料等」という。）」を削り、「次のとおり」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 保育料 0円

第8条の見出しを「（通園バス使用料等の納入）」に改め、同条中「保育料等」を「通園バス使用料及び預かり保育料」に改める。

第9条を削る。

第10条中「保育料を滞納したとき、園児」を「園児」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（大東市立幼稚園条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第3条の規定による改正後の大東市立幼稚園条例の規定は、この条例の施行の日以後の保育料について適用し、同日前の保育料については、なお従前の例による。

議案第65号

大東市景観条例について

大東市景観条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

本市の良好な景観形成に関し必要な事項を定めるため。

大東市景観条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

目次

- 第1章 総則（第1条—第8条）
- 第2章 景観計画（第9条—第12条）
- 第3章 行為の届出等（第13条—第21条）
- 第4章 景観重要建造物等（第22条—第25条）
- 第5章 景観協定（第26条）
- 第6章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における良好な景観の形成に関し基本となる事項を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、本市が持つ特性と地域資源を活かした市民が愛着や誇りを感じることのできる景観を形成することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 工作物 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち建築物並びに広告物及び広告物を掲出する物件以外のものであって、規則で定めるものをいう。

（市の責務）

第3条 市は、良好な景観の形成を図るため、基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を策定し、これを実施するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 市は、法第7条第4項に規定する公共施設その他の市が設置する公共施設を整備するに当たっては、良好な景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、良好な景観の形成に関する理解を深めるとともに、自らが景観を形成する主体であることを認識し、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に努めなければならない。

2 事業者は、市民と相互に協力し、地域における良好な景観の形成に積極的に寄与するよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、良好な景観の形成に関する理解を深めるとともに、自らが景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観の形成のために積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(国等に対する協力要請)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体その他関係団体に対し、良好な景観の形成の促進について協力を要請するものとする。

(調査、研究等)

第7条 市長は、景観に関する調査、研究等を行うとともに、景観に関する資料の収集及び提供に努めるものとする。

(普及及び啓発)

第8条 市長は、市民及び事業者の景観に関する意識の高揚及び知識の普及を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

第2章 景観計画

(景観計画)

第9条 市長は、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）の策定又は変更をしようとするときは、あらかじめ、大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）に規定する大東市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければ

ればならない。

(景観重点地区の指定)

第10条 市長は、景観計画の区域内において、当該区域のうち特にその特性を活かした景観の形成を重点的に図る必要があると認める地区を、景観重点地区として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により景観重点地区を指定したときは、当該地区ごとに、良好な景観形成に関する方針その他必要な事項を景観計画に定めるものとする。

(計画提案をすることができる団体)

第11条 法第11条第2項の条例で定める団体は、景観計画の策定又は変更を提案しようとする土地の区域の市民又は事業者と協働し、当該土地の区域の良好な景観の形成を図ることを目的として活動を行っている団体（法人格を有していない団体にあつては、代表者の定めのある規約等を有しているものに限る。）とする。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手續)

第12条 市長は、法第14条第1項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 行為の届出等

(事前協議)

第13条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ、当該届出の内容について、市長に協議しなければならない。

(届出を要しないその他の行為)

第14条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、規則で定める規模に係る行為
- (2) 法第16条第1項第3号に掲げる行為のうち、規則で定める規模に係る行為
- (3) 他の法令又は条例に基づく許可、届出等を要する建築物の建築等及び工作物の建設等であつて、規則で定める行為
- (4) 次に掲げる変更に係る行為
 - ア 法第16条第3項の規定による勧告に基づく変更
 - イ 法第17条第1項又は第5項の規定による命令に基づく変更
 - ウ 第17条の指導又は助言に基づく変更

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

(行為の届出に係る添付図書)

第15条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、行為の届出に係る建築物、工作物又は開発行為に関する工事の完成予想図その他規則で定める図書とする。

(変更、中止又は完了の届出)

第16条 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項のうち、規則で定める事項を変更したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、市長に届け出なければならない。

2 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を中止し、又は完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長に届け出なければならない。

(指導及び助言)

第17条 市長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る行為に関し必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告の手続)

第18条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとする場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

(公表)

第19条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わず、かつ、当該勧告に係る行為が周辺の良い景観の形成に著しく支障を及ぼすと認めるときは、規則で定めるところにより、当該勧告に従わない者の氏名及び住所（当該勧告に従わない者が法人その他の団体である場合にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その理由を通知し、その者が意見を述べ、及び証拠を提示する機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

(特定届出対象行為)

第20条 法第17条第1項の条例で定めるものは、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する全ての行為とする。

(変更命令等の手続)

第21条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第4章 景観重要建造物等

(景観重要建造物等の指定等)

第22条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定し、又は法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物を指定し、又は景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第27条第1項若しくは第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第1項若しくは第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物等の原状回復命令等の手続)

第23条 市長は、法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による命令又は法第26条若しくは法第34条の規定による命令若しくは勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第24条 法第25条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として、当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第25条 法第33条第2項の規定により定める管理の方法の基準は、次に掲げるとおり

とする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

第5章 景観協定

(景観協定の認可等の手続)

第26条 市長は、法第81条第4項、第84条第1項、第88条第1項又は第90条第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第6章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

議案第66号

大東市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

大東市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月2日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）が、令和元年10月1日から施行されることにより、上下水道事業管理者の権限に属する事務に指定給水装置工事事業者の指定の更新に関する事務が追加されることに伴い、当該事務に係る手数料を定めるため。

大東市水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

大東市水道事業給水条例（平成9年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第35条第1項中「第4条」を「第6条」に改める。

別表第2中(6)の項を(7)の項とし、(5)の項を(6)の項とし、(4)の項の次に次のように加える。

(5) 指定給水装置工事事業者 指定更新手数料		1件	5,000円	
----------------------------	--	----	--------	--

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。